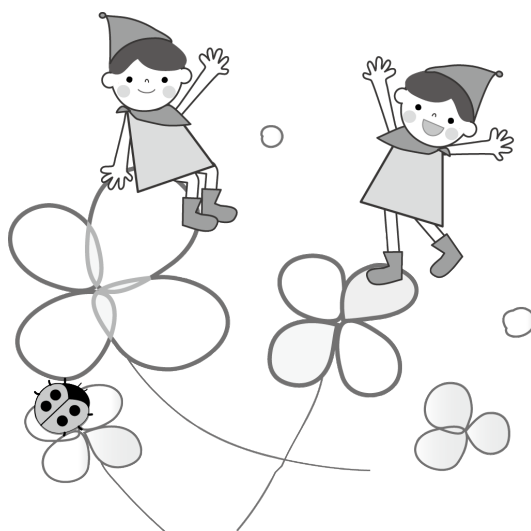


ひとり親家庭の ライフガイド

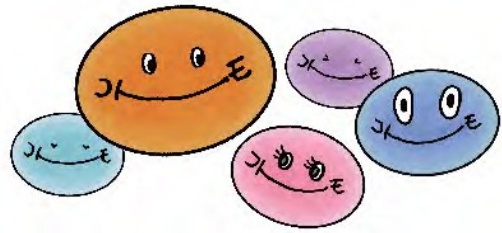
～ひとり親家庭の明日をサポート～



令和7年5月

高砂市健康こども部子育て支援室子育て支援課

はじめに・・・



このひとり親家庭のライフガイドは、ひとり親家庭の方や、これからひとり親家庭になることを考えておられる方に向けて作成した冊子です。

対象となる各種手当、支援制度の手続きや、くらしに役立つと思われる情報を掲載しており、これからの生活のなかで生じる様々な不安や疑問を少しでも解決できる手助けとなればと思っています。

このガイドブックを生活便利帳として身近なところに置いていただき、お役立て頂ければ幸いです。

※ なお、この「ひとり親家庭のライフガイド」は令和7年5月現在の情報で作成しております。各制度については、随時変更になっている場合もありますのでご了承ください。
各制度の詳細、質問等につきましては、各担当窓口におたずねください。特に事前申請が必要な制度については、事前申請がなければ制度対象となりませんのでご注意ください。

定 義

母子家庭の母とは・・・母

母子及び寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、又は婚姻によらないで母となった等）女子で、20歳未満の児童を扶養している方。

父子家庭の父とは・・・父

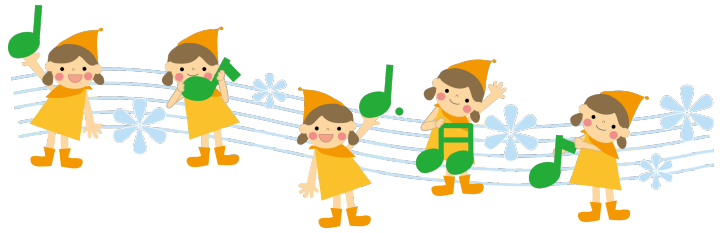
母子及び寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等）男子で、20歳未満の児童を扶養している方。

寡婦とは・・・寡

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方。

※「配偶者」には内縁関係の夫・妻を含み、「婚姻」には内縁を含みます。

も・く・じ



1 ひとり親になるときに

(1) 離婚の種類	1
(2) 離婚にあたり決めておきたいこと	2
(3) 調停の申立てについて	2～3
(4) 未婚（非婚）でひとり親になる方へ	3
(5) 「離婚時の子どものところと親のところ」	3
(6) ひとり親になった方の手続き一覧	4～7

2 相談できるところ

(1) ひとり親家庭相談	8
(2) 女性のための法律相談	8
(3) 女性のための相談室	8
(4) 法テラス（日本司法支援センター）について	9
(5) 子育て相談	9～10
(6) その他の相談	10～11

3 各種手当のこと

(1) 児童扶養手当	12
(2) 児童手当	13
(3) 特別児童扶養手当	13

4 健康・医療のこと

(1) 母子家庭等医療費の助成	14
(2) 乳幼児等医療費・こども医療費の助成	14～15
(3) 未熟児養育医療について	15
(4) 国民健康保険料の軽減、減免について	15～16

5 年金のこと

(1) 国民年金	17
(2) 遺族・障害基礎年金・遺族厚生年金	17
(3) 国民年金保険料を納めるのが困難なとき	17

6 こどもの保育のこと

(1) 保育所・認定こども園のこと	18～20
(2) 児童発達支援センター 高砂児童学園	21
(3) ファミリーサポートセンター	21

(4)学童保育	22～23
(5)病児保育	23
(6)休日保育	23～24
(7)子育て家庭支援短期入所（ショートステイ）	24
(8)一時預かり事業	24

7 こどもの就学等に関すること

(1)小学校・中学校の支援	25
①高砂市 就学援助	25
②高砂市 就学援助 新入学学用品費（入学準備金）	25～26
(2)高等学校の支援	26
①高砂市奨学金制度	26
②兵庫県にお住まいの保護者の方の支援制度	26
ア 国の高等学校等就学支援金	26～27
イ 私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度	27～28
ウ 高校生等奨学給付金	28
(3)大学等の支援	29
①高等教育の修学支援新制度	29～30
(4)各貸付制度のご案内	31
① 高等学校奨学資金貸与事業	31
② 私立高等学校入学資金	31
③ 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）	32～33
④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）	34～35
⑤ 日本政策金融公庫 教育一般貸付（国の教育ローン）	35～36

8 仕事をさがす・資格取得など

(1)ハローワーク（公共職業安定所）	37～38
(2)自立支援プログラム策定事業	38
(3)ひとり親就労サポート事業	38
(4)兵庫県立男女共同参画センター・イーブン	38

9 仕事のスキルアップ、資格取得をめざす方への支援

(1)ハローワークの教育訓練給付制度	39～40
(2)高砂市自立支援教育訓練給付金	40～41
(3)高砂市高等職業訓練促進給付金等事業	41～42
(4)高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	42～43
(5)自動車免許等取得助成金	43～44

10 住まい・くらしのこと

(1) 高砂市営住宅	45
(2) 県営住宅	45
(3) 住居確保給付金	45
(4) ひとり親家庭住宅支援資金貸付	46
(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
(6) 子育て世帯訪問支援事業	48

11 優遇制度・減免制度

(1) JR 通勤定期乗車券の特別割引制度	49
(2) 少額預金の利子所得の非課税制度（マル優）	49
(3) 福祉定期預金制度	49
(4) 市・県民税の減免	49

メモ欄



1 ひとり親になるときに

(1) 離婚の種類

協議離婚

離婚については、双方が同意していれば理由は必要ありません。離婚届を役所の戸籍係に提出すれば成立しますが、どちらがこどもの親権者となるか取り決めがないと受理されません。（こどもが複数の場合、一人ひとり決める必要があります）また、手続きは簡単ですが、反面、離婚を急いで養育費などの取り決めをしなかったため、あとで養育費、財産分与、慰謝料などをめぐってトラブルになるケースも発生しています。

調停離婚

協議離婚で話し合いがまとまらない場合や親権者が決まらない場合に、家庭裁判所に調停の申立てを行い、調停の話し合いで離婚に同意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取し、裁判官との評議をふまえて当事者間で公正で具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは2回、3回と回数を重ねることがあります。

審判離婚

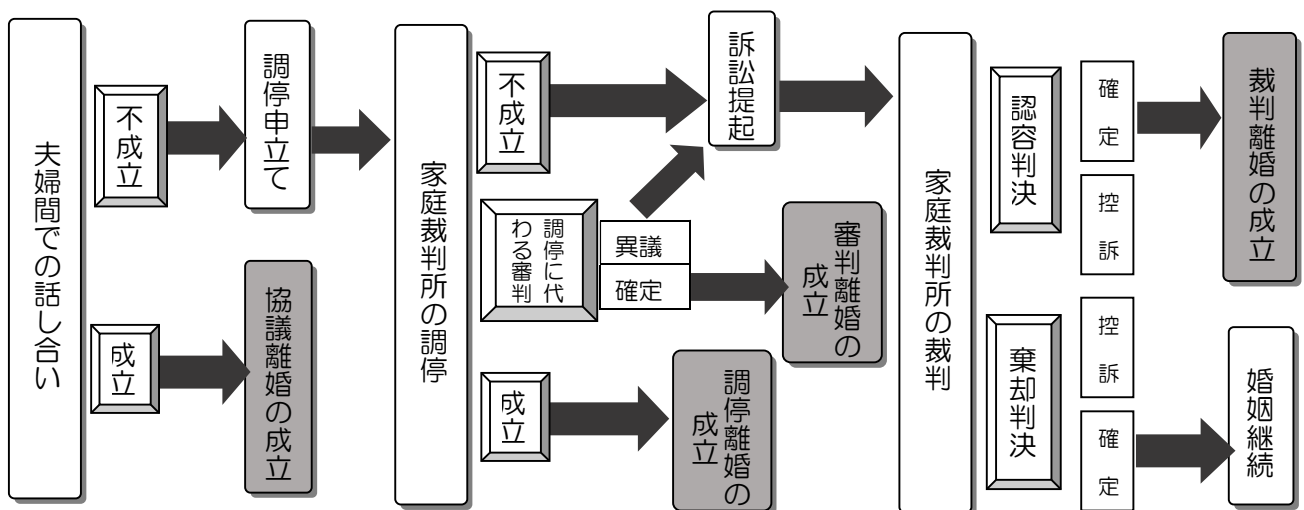
調停が行われて話し合いにより離婚が成立しない場合において、裁判所は、当事者双方のために一切の事情を考慮したうえで、相当と認められるときには、職権で離婚の処分をすることもあります。これを調停に代わる審判といいます。審判後2週間以内に異議の申立てがなければ離婚が確定します。

裁判離婚

協議離婚の話し合いも、調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚する当事者いずれかの現在の住所地を所轄する家庭裁判所に、離婚の訴えをおこすことができます。

調停や裁判の場合、あわせて親権者の指定、養育費、面会交流、財産分与、慰謝料などを同時に請求することができます。

離婚手続きの流れ



(2) 離婚にあたり決めておきたいこと

① 離婚後の戸籍

離婚後に結婚前の戸籍に戻るか、新たな戸籍を作るかを選択します。

新たな戸籍を作る場合はどこを本籍地にするか決めておく必要があります。

また、こどもの戸籍は離婚によって変わらないので、離婚により戸籍を離れた側が、こどもを同一の戸籍に入れたい場合は家庭裁判所での手続きが必要です。

② 未成年のこどもの親権のこと

協議離婚の場合は、親権者を決めなければ離婚届は受理してもらえません。

親権が決まらない場合は、家庭裁判所に調停の申立てをすることになります。

③ 養育費の確保

離婚後、親権者（または監護者）にならなかった親は、子の養育に必要な費用を分担する必要があります。金額や支払方法について離婚前にぜひ決めておき、支払いが長期にわたるケースも多いので、口約束ではなく公正証書等の書面に残しておくほうがよいでしょう。離婚時の取決めやその後の増額又は減額について話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判の申立てをすることができます。離婚後でもこどもの養育に費用を要するときは、他の親に分担を求めることができます。

④ 財産分与・慰謝料・年金分割

夫婦になってから形成してきた財産や家のローンなどがあれば話し合いましょう。離婚後、財産分与、年金分割は請求権が離婚後2年、慰謝料は3年で請求できなくなりますので注意が必要です。

⑤ 面会交流

離婚後、親権者（または監護者）にならなかった親が、こどもに面会したり、一緒に時間を過ごしたりすることを面会交流といいます。面会については、こどもと何回会うか、時間はどれくらいか、会わせる方法はどうかを決めていきます。話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。

(3) 調停の申立てについて

夫婦間の話し合いによる離婚（協議離婚）ができない場合、まず、家庭裁判所に夫婦関係調整調停の申立てをすることになります。

夫婦関係を調整してもらうため、調停の申立てをしたい場合

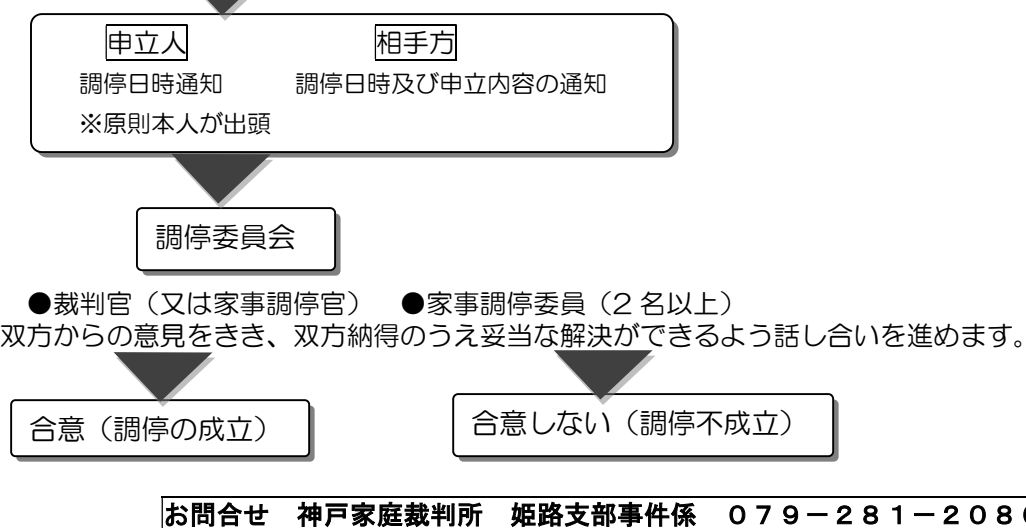
家庭裁判所（家事手続き案内）

申立て手続きや提出先などの案内を行っています。
（家庭裁判所に定型の申立書が備え付けてあります。申立書、添付書類（戸籍謄本など）の提出先は原則、相手方の住所を管轄する家庭裁判所です。）

調停申立て費用について 手数料として1件につき、収入印紙（1,200円）と連絡用の切手が必要となります。

家庭裁判所の調停手続き

裁判官（又は家事調停官）が必要と認めた場合には、家庭裁判所調査官が事実の調査を行うことがあります。



（４）未婚（非婚）でひとり親家庭になる方へ

結婚をせずに子どもを産むという道を選択され、今後の子どもとの暮らしに不安を抱えておられる方も多いかもしれません。ひとりで抱え込まず、いろいろな人に相談して乗り越えていきましょう。

① 子どもの認知について

認知には①子どもの父親が自発的にする任意認知と、②自発的にしない父親に対して、子ども又は子どもの母親が家庭裁判所に認知を求めて調停申立てや訴え提起をする必要がある強制認知とがあります。認知を受けた子どもは、父親と法律上の親子関係が生じるため、相続の権利があります。また、戸籍にも父親の氏名と認知されていることが記載されます。

② 養育費の確保

未婚（非婚）の場合、「養育費は請求できない」と思っている方も多いかもしれませんが、認知された子どもについて養育費の請求ができます。親同士の話し合いが難しい場合、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。

お問合せ 神戸家庭裁判所 姫路支部事件係 079-281-2080

（５）「離婚時の子どものころと親のころ」

高砂市では「離婚時の子どものころと親のころ」という冊子を配布しております。

離婚時における子どもの気持ちを知り、子どものころと親のころが少しでも安定した状態で新しい生活ができるようお願い作成しております。ご希望の方は子育て支援課にお求めください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

(6) ひとり親になった方の手続き一覧

離婚によりひとり親になった方の手続き一覧

市役所での手続き

手続き	内容	窓口	問合せ
離婚の届出	裁判離婚の場合、成立・確定した日から10日以内の届出が必要	市民窓口課	443-9019
離婚後の氏の設定	離婚の際、婚姻中に使用していた氏を称する場合 ※離婚の日から3か月以内の届出が必要	市民窓口課	443-9019
住所の異動	離婚後住所の変更がある場合	市民窓口課	441-7180
マイナンバーカードの変更	氏、住所に変更がある場合	市民窓口課	441-7180
印鑑登録の変更	氏の変更がある場合	市民窓口課	441-7180
国民健康保険の加入、保険証（または資格確認書）記載内容の変更	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合、氏、住所、世帯主に変更がある場合	国保年金課	443-9020
子の戸籍の変更	離婚届を提出しても、こどもの戸籍に変動はありません。こどもの戸籍を変える場合、①、②の手続きが必要となります。		
	① 子の氏の変更の申立て	家庭裁判所	079-281-2080
	② 入籍届	市民窓口課	443-9019
児童手当の届出	受給者を変更する場合	子育て支援課	443-9024
公立小中学校関係の届出	保護者や住所の変更がある場合	学校教育課	443-9054
保育所・認定こども園関係届出	氏、住所、保護者、世帯構成に変更がある場合	幼児保育課	443-9025
児童扶養手当の申請	要件がありますので詳細は記載ページをご覧ください。	子育て支援課	443-9024
母子家庭等医療費助成の申請	要件がありますので詳細は記載ページをご覧ください。	国保年金課	443-9021
乳幼児等、こども医療費助成	氏、住所、保護者、こどもの健康保険に変更がある場合	国保年金課	443-9021
未熟児養育医療の給付	氏、住所、保護者、こどもの健康保険に変更がある場合	こども家庭相談センター 結っくりん (こども窓口課)	441-7440
重度障害者(児)医療の届出	氏、住所、保護者、こどもの健康保険に変更がある場合	国保年金課	443-9021
年金の届出	第3号被保険者であった場合、第1号被保険者に切り替えが必要	国民年金係	443-9022
障害者手帳(身体障害、知的障害、精神障害)の届出	氏、住所に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027
自立支援医療(更生医療)の届出	氏、住所、対象者の健康保険に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027
自立支援医療(精神通院)の届出	氏、住所、対象者の健康保険に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027
自立支援医療(育成医療)の届出	氏、住所、こどもの健康保険に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027
小児慢性特定疾病の届出	氏、住所、こどもの健康保険に変更がある場合	加古川健康福祉事務所	079-422-0003
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	子育て支援課	443-9024
障害児福祉手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	障がい福祉課	443-9027
障害福祉サービス、障害児通所支援事業の届出	受給者に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027

その他の手続き

手続き	内容	窓口	問合せ
厚生年金の分割の届出	婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間の合意の上で分割することができます。原則として離婚した日の翌日から2年以内に年金事務所等での手続きが必要	加古川年金事務所	079-427-4740
預貯金の名義変更	氏、住所に変更がある場合	各金融機関	
郵便物の取扱い変更	氏、住所に変更がある場合	(株)日本郵便お客様サービス相談センター	
公共料金(電気・ガス・水道・電話)の変更	氏、住所に変更がある場合	各種契約されているところへ	
自動車運転免許証の変更	氏、住所に変更がある場合	住所地の警察署	
パスポートの変更	氏、本籍地の都道府県名に変更があった場合	兵庫県旅券事務所(姫路出張所)	079-224-3410
不動産の登記の変更	氏、住所に変更がある場合	不動産のある所を管轄する法務局	
生命保険、学資保険等の手続き	氏、住所、受取人に変更がある場合	各種契約されているところへ	

死別によりひとり親になった方の手続き一覧

市役所での手続き

手続き	内容	窓口	問合せ
死亡の届出	死亡の事実を知った日から7日以内の届出が必要	市民窓口課	443-9019
世帯主変更の申請	3人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出	市民窓口課	441-7180
国民健康保険の加入、保険証(または資格確認書)の記載内容の変更	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合、世帯主等に変更がある場合	国保年金課	443-9020
葬祭費の申請	国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	国保年金課	443-9020
年金の届出	国民年金第1号被保険者のみの場合	国民年金係	443-9022
	厚生年金のみ又は厚生年金と国民年金の両方の場合	加古川年金事務所	079-427-4740
児童手当の届出	受給者を変更する場合 未支払請求	子育て支援課	443-9024
公立小中学校関係の届出	保護者、住所に変更がある場合	学校教育課	443-9054
保育所・認定こども園関係届出	氏、住所、保護者、世帯構成に変更がある場合	幼児保育課	443-9025
児童扶養手当の申請	要件がありますので詳細は記載ページをご覧ください。	子育て支援課	443-9024
母子家庭等医療費助成の申請	要件がありますので詳細は記載ページをご覧ください。	国保年金課	443-9021
乳幼児等、こども医療費助成	氏、住所、保護者、こどもの健康保険に変更がある場合	国保年金課	443-9021
未熟児養育医療の給付	氏、住所、保護者、こどもの健康保険に変更がある場合	こども家庭相談センター 結っこりん (こども窓口課)	441-7440
重度障害者(児)医療の届出	氏、住所、保護者、こどもの健康保険に変更がある場合	国保年金課	443-9021
年金の届出	第3号被保険者であった場合、第1号被保険者に切り替えが必要	国民年金係	443-9022
障害者手帳(身体障害、知的障害、精神障害)の届出	氏、住所に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027
自立支援医療(更生医療)の届出	氏、住所、対象者の健康保険に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027

自立支援医療（精神通院）の届出	氏、住所、対象者の健康保険に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027
自立支援医療（育成医療）の届出	氏、住所、こどもの健康保険に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027
小児慢性特定疾病の届出	氏、住所、こどもの健康保険に変更がある場合	加古川健康福祉事務所	079-422-0003
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	子育て支援課	443-9024
障害児福祉手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	障がい福祉課	443-9027
障害福祉サービス、障害児通所支援事業の届出	受給者に変更がある場合	障がい福祉課	443-9027

その他の手続き

手続き	内容	窓口	問合せ
葬祭費、埋葬費等の申請	社会保険の加入者で葬祭等を行った方へ支給されます。	全国健康保険協会支部、健康保険組合	
遺族基礎年金の届出	詳細は右記にお問い合わせください。	国民年金係	443-9022
遺族厚生年金の届出	詳細は右記にお問い合わせください。	加古川年金事務所	079-427-4740
労災保険の葬祭料 遺族補償年金の請求	詳細は右記にお問い合わせください。	亡くなった方の勤務先を 所管する労働基準監督署	
保険金の請求	詳細は右記にお問い合わせください。	生命保険会社等	
医療費控除の還付	詳細は右記にお問い合わせください。	加古川税務署	079-421-2951
死亡者の所得税の確定申告	詳細は右記にお問い合わせください。	加古川税務署	079-421-2951
相続税の申告	詳細は右記にお問い合わせください。	加古川税務署	079-421-2951
相続した預貯金の支払い請求	詳細は右記にお問い合わせください。	各金融機関	
預貯金の名義変更	氏、住所に変更がある場合	各金融機関	
郵便物の取扱い変更	氏、住所に変更がある場合	(株)日本郵便お客様サービス相談センター	
公共料金（電気・ガス・水道・電話）の変更	氏、住所に変更がある場合	各種契約されているところへ	
自動車運転免許証の変更	氏、住所に変更がある場合	住所地の警察署	
パスポートの変更	氏、本籍地の都道府県名に変更があった場合	兵庫県旅券事務所（姫路出張所）	079-224-3410
不動産の登記の変更	氏、住所に変更がある場合	不動産のある所を管轄する法務局	
生命保険、学資保険等の手続き	氏、住所、受取人に変更がある場合	各種契約されているところへ	

未婚の親になった方の手続き一覧

市役所での手続き

手続き	内容	窓口	問合せ
妊娠の届出、母子健康手帳の交付に伴う面談、妊婦支援給付金の申請	妊娠と診断されたら、早めに提出してください。	こども家庭相談センター 結っくりん (こども窓口課)	441-7440
出生の届出	出生した日を含めて14日以内に提出してください。	市民窓口課	443-9019
個人番号通知書またはマイナンバーカードの受取	出生届を提出された後、概ね1か月前後で個人番号通知書が簡易書留により郵送されます。なお、出生届と同時にマイナンバーカードの申請をされた方には、マイナンバーカードが郵送されます。	市民窓口課	451-5072
国民健康保険出産育児一時金	出産した方が国民健康保険に加入している場合	国保年金課	443-9020
児童手当の届出	要件がありますので詳細は記載ページをご覧ください。	子育て支援課	443-9024
児童扶養手当の申請	要件がありますので詳細は記載ページをご覧ください。	子育て支援課	443-9024
母子家庭等医療費助成の申請	要件がありますので詳細は記載ページをご覧ください。	国保年金課	443-9021
乳幼児等、こども医療費助成	氏、住所、保護者、こどもの健康保険に変更がある場合	国保年金課	443-9021

2 相談できるところ



(1) ひとり親家庭相談

母 父 寡

母子父子自立支援員が、母子・父子家庭等のくらしや生活に関する相談などに応じています。その他、就職、資格取得の相談など、自立のための支援を行っています。

相談日時	月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く
夜間相談	月～金曜日 17:00～19:00 ※要予約 祝日・年末年始を除く
場 所	子育て支援課
お問合せ	子育て支援課 ☎079-443-9024

(2) 女性のための法律相談

母 寡

女性の弁護士が、女性が抱えるさまざまな問題について、法的手続き等の相談（無料）に応じます。秘密は厳守します。

相談日時	毎月第4月曜日 13:00～16:00（要予約） ※第4月曜日が祝日の場合は第4水曜日
場 所	男女共同参画センター相談室
相談時間	1人30分
申込方法	相談内容をまとめるために、事前に「女性のための相談室」にて相談を受けていただく必要があります。 相談専用電話番号 <u>079-443-9134</u> にお電話ください。
お問合せ	男女共同参画センター ☎079-443-9133

(3) 女性のための相談室

母 寡

女性問題カウンセラーが、女性が抱えるさまざまな問題について相談（無料）に応じます。秘密は厳守します。

相談日時	月～金曜日 9:30～17:00（12:00～13:00を除く） ※電話相談・面接相談（要予約） 祝日・年末年始を除く
場 所	男女共同参画センター相談室
相談時間	1人50分
申込方法	相談専用電話番号 <u>079-443-9134</u> にお電話ください。
お問合せ	男女共同参画センター ☎079-443-9133

(4) 法テラス（日本司法支援センター）について

母 父 寡

法的なトラブルの解決に必要な情報、サービスの提供が受けられる相談窓口です。無料法律相談（資力要件あり）や、必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替（民事扶助制度）を行っています。

法テラスサポートダイヤル

0570-078-374 平日 9 時～21 時 土曜日 9 時～17 時（祝日・年末年始を除く）

法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報を丁寧にご案内。お問合せは本人でなくてもご家族等でも構いません。

お近くの法テラス（法テラス姫路）

法テラスまでお問合せいただくと、経済的に余裕がない場合、無料法律相談ができます。

収入・資産が一定基準以下の方が対象です。

事前の電話予約が必要です。原則、事件当事者本人が申込んでください。

相談時間は 30 分ほどです。相談回数には限りがあります。

0570-078-336 相談時間 毎週月・木曜日 13 時半～16 時半 毎週火・金曜日 10 時～12 時／13 時半～16 時半（祝日、年末年始を除く）

お問合せ 法テラス姫路 0570-078-336

(5) 子育て相談

母 父 寡

相 談 先	電話番号・曜日・時間
こども家庭相談センター 「 ^ゆ 結っくりん」 （妊娠・出産・子育てについての相談）	☎079-441-7440（こども窓口課内） 月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く
児童虐待に関する相談	☎079-442-2260 月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く
子育て支援センター （子育てについての相談）	子育て支援センター ☎079-442-2242 西部子育て支援センター☎079-451-8570 月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始・センターの保守に必要な日を除く
健康増進課 こども健康担当 （保健師による子どもの発達に関する相談）	☎079-443-3950 月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く
児童発達支援センター 高砂市立高砂児童学園 （発達に関する相談）マミーサポート	☎079-447-0603 月～金曜日 9:00～17:00（相談受付 16:00 まで） ※土日祝日・年末年始を除く ※来園の場合要予約
児童虐待防止 24 時間ホットライン （中央こども家庭センター内）	☎078-921-9119 24 時間対応 児童相談所全国共通 ☎189

教育委員会 (学校教育についての相談)	☎079-442-7049 月～金曜日 8:30～16:00 ※祝日・年末年始を除く
青少年センター (非行、いじめ、虐待などの問題行動等に関する相談)	☎079-443-6246 月～金曜日 9:00～16:00 (12:00～13:00 除く) ※祝日・年末年始を除く
教育支援センター (のびのび教室) (不登校に関する相談)	☎079-490-4001 月～金曜日 9:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く

児童虐待とは

こどもにとって有害であるなら「児童虐待」となります。

◇身体的虐待…なぐる、蹴る、溺れさせる、やけどをさせる、異物を食べさせる、戸外にしめだすなど

◇ネグレクト…病気やけがをしても病院に連れて行かない、適切な食事をあたえない、不潔なままにする、自動車内や家におきざりにする、親が学校に行かせる努力をしないなど

◇心理的虐待…言葉によるおどし、こどもの前での DV、脅迫、無視、きょうだい間の差別的なあつかいなど

◇性的虐待…こどもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体にこどもを強要するなど

(6) その他の相談

母	父	寡
---	---	---

● 配偶者や恋人からの暴力 (DV) などに関する相談

相 談 先	電話番号・曜日・時間
男女共同参画センター (女性のための相談室)	電話相談・面接相談 (要予約) ☎079-443-9134 月～金曜日 9:30～17:00 (12:00～13:00 を除く) ※祝日・年末年始を除く
兵庫県女性家庭センター (悩みのほっとライン)	電話相談 (匿名でお話しいただけます。継続相談はしていません) ☎078-732-7700 毎日 9:00～21:00
兵庫県立男女共同参画センター・イーブン (女性のためのなやみ相談)	電話相談 (匿名でお話しいただけます。継続相談はしていません) ☎078-360-8551 月～土曜日 9:30～16:30 (12:00～13:00 を除く) ※祝日・年末年始を除く 面接相談 (要予約、1 回 50 分間。初回相談時に継続が必要となった場合は同じカウンセラーが担当します。) 予約受付 ☎078-360-8554 月～金曜日 9:40～18:40 土曜日 9:40～16:20 ※祝日・年末年始を除く

(男性のための相談)	電話相談のみ ☎078-360-8553 原則 毎月第1・第3火曜日 17:00~19:00 ※祝日・年末年始を除く
高砂警察署 生活安全課	☎079-442-0110
兵庫県警察本部ストーカー・DV相談	☎078-371-7830 24時間対応

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

配偶者など親密な関係にある者から振るわれる暴力のことであり、人権を侵害する重大な行為です。暴力には、なぐる、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、大声でどなる、心無い言動をするなど精神的な暴力、性的関係を強要する性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力があります。DV防止法では、被害者からの申し立てにより、被害者を保護する接近禁止命令や退去命令という「保護命令」を発令する制度があります。一人で悩まず相談してください。

● 消費生活相談

相 談 先	電話番号・曜日・時間
消費生活センター (消費生活相談・多重債務相談)	☎079-443-9078 月～金曜日 9:00～16:00 (12:00～13:00 を除く) ※祝日・年末年始を除く

借金(多重債務)で悩んでいる方へ

カードローンなど借金がふくらみ、返済に困っていたり、借金の返済に充てるために他の金融業者から借り入れることを繰り返し多重債務に陥っている場合は、一人で抱え込まず信用できる機関や専門家に相談し、一日も早く借金を整理しましょう。

● 生活にお困りの方の相談

相 談 先	電話番号・曜日・時間
地域福祉課 (生活支援相談窓口)	☎079-441-7782 月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く

● 障がい者に関する相談

相 談 先	電話番号・曜日・時間
高砂市障がい者基幹相談支援センター みんと	☎079-448-1177 月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く

● 市民相談

相 談 先	電話番号・曜日・時間
地域振興課 (市民相談)	☎079-443-9002 月～金曜日 8:30～17:00 (12:00～13:00 を除く) ※祝日・年末年始を除く

3

各種手当のこと

(1) 児童扶養手当

母 父

父母の離婚、死別などにより、父または母と生計を別にしていることも（18歳になって最初の年度末まで。ただし重・中度の障がいのある児童は20歳未満）を養育している方に支給されます。

※ 支給額は、前年度（1月～10月申請の場合は前々年度）の所得で決定します。前年の所得が一定額以上の場合は、手当額の全部または一部が支給されません。

手当月額（令和7年4月現在）

区分	児童 1 人	児童 2 人目以降の加算額
全部支給	46,690 円	11,030 円
一部支給	46,680 円～11,010 円	11,020 円～5,520 円

※ 物価スライドに伴う手当額の変動があります。

※ 第2子以降については、全部支給の場合1人につき月額11,030円が加算されます。

支給申請の手続き

- ① 高砂市役所 子育て支援課で申請についての説明をします。
（状況により必要書類が異なりますので、本人が窓口で相談してください。）
- ② 認定請求書、申告書の提出
（本人の請求で、添付書類が全てそろってから受付します。）
- ③ 審査
（書類審査、実態調査などを行います。通常、認定まで2～3ヵ月かかります。）
- ④ 認定（認定の結果をお知らせします。）
- ⑤ 支給（請求日の翌月分からの受給となります。）

支給月日

児童扶養手当の支給月（奇数月の各11日）											
1月 支給	2月	3月 支給	4月	5月 支給	6月	7月 支給	8月	9月 支給	10月	11月 支給	12月

※ 支給日（各11日）が土・日曜・休日のときは直前の平日となります。

※ 父（母）がいても重度の障害、生死不明、保護命令、拘禁されている等の場合には手当が支給されることもあります。

※ 所得制限・支給要件があります。詳しくはご相談ください。

※ 現況届について・・・手当を受けている人は、引き続き受ける要件があるかを確認するため、毎年8月1日現在における状況を記載した「現況届」の提出が必要となります。通知が届きますので必ずご確認ください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

(2) 児童手当

母 父

高砂市に住民登録があり、**0歳～高校生年代までの児童を養育している方**に支給されます。

手当月額（令和7年4月現在）

児童の年齢	手当額
3歳未満（第1子・第2子）	15,000円
3歳未満（第3子以降）	30,000円
3歳～18歳（第1子・2子）	10,000円
3歳～18歳（第3子以降）	30,000円

※支給は18歳到達後の最初の年度末まで

※第3子以降のカウント対象は22歳到達後の最初の年度末まで

支給方法

偶数月（2月・4月・6月・8月・10月・12月）に、その前月分までの手当を指定の口座に振込みます。

手続きに必要なもの

- ・請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
 - ・請求者（または代理人）の身元確認書類
 - ・その他、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。（請求者の年金加入証明や各種申立書、マイナンバーがわかるもの等）
- （注意）公務員の場合は勤務先で申請してください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

(3) 特別児童扶養手当

母 父

知的、身体または精神に重度または中度の障がいがあるこども（20歳未満）を養育している方に支給されます。（こどもが施設入所している場合を除く）

認定基準に該当する障がいを有する20歳未満のこどもがいる**ひとり親家庭**には、**児童扶養手当と両方とも支給されます。**

手当月額（令和7年4月現在、いずれも児童一人あたり）

区分	手当額
1級（重度障害）	月額 56,800円
2級（中度障害）	月額 37,830円

支払日（手当は、兵庫県各県民局（センター）長の認定を受けると、請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回支払われます。

支給日	支給対象月
4月11日	12月～3月
8月11日	4月～7月
11月11日	8月～11月

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

4

健康・医療のこと

(1) 母子家庭等医療費の助成

母 父

下記対象者に対し、健康保険が適用される医療費について、市が自己負担の一部を助成し、受給者の費用負担を軽減する制度です。

対象者（下記要件をすべて満たす方）	一部負担金
- 高砂市に住所がある方 - 母子家庭・父子家庭または父母のいない児童 - 児童が18歳に達する日以降最初の3月31日までの方（高等学校等に在学中の児童については、20歳の誕生月の末日まで） - 健康保険の加入者 - 母等、扶養義務者については児童扶養手当（全部支給）の所得制限の基準を準用 ただし、18歳に達する日以後の最初の4月1日から20歳に達する日の属する月の末日までにあつて高等学校または高等学校に準ずる学校に在学（高等学校卒業者は除く）児童・遺児については、児童扶養手当（一部支給）の所得制限の基準を準用	* 外来の場合 医療機関ごとに1日800円を限度に月2回まで負担 （※低所得者 400円） * 入院の場合 医療機関ごとに1日3,200円を限度とする （※低所得者 1,600円）

※**低所得者**とは、母等、扶養義務者が、住民税非課税で前年（1月～6月は前々年）の年金収入と年金以外の所得の合計が80万円（基準変更予定）以下の場合に低所得者となります。

手続きに必要なもの

健康保険の資格がわかる書類、戸籍謄本、住民票（外国籍の方のみ）、所得（課税）証明書（所得額・扶養親族等の数・住民税額等が記載されているもの）又はマイナンバーが分かる書類の写しとその利用に係る同意書【本人や扶養義務者が1月1日現在高砂市に居住されていない場合に必要】、児童扶養手当証書または公的年金（遺族、障害、老齢等）証書

お問合せ 国保年金課医療係 079-443-9021

(2) 乳幼児等医療費・こども医療費の助成

母 父

以下の対象者に対し、健康保険が適用される医療費について、市が自己負担分を助成する制度です。

① 乳幼児等医療費

対象者（下記要件をすべて満たす方）	一部負担金
- 高砂市に住所がある乳幼児及び児童 - 出生の日から9歳に達する日以降最初の3月31日（小学3年生）までの方 - 健康保険の加入者	外来・入院ともに一部負担金なし（無料）
申請に必要なもの 健康保険の資格がわかる書類（こどもの氏名が記載されているもの） （扶養義務者が転入等の方については、所得証明書等を提出していただく場合があります。）	

② こども医療費

対象者（下記要件をすべて満たす方）	一部負担金
● 高砂市に住所がある児童 ● 9歳に達する日以降最初の4月1日（小学4年生）から18歳に達する日以降の最初の3月31日（高校3年生）まで ● 健康保険の加入者	外来・入院ともに一部負担金なし（無料）
申請に必要なもの 健康保険の資格がわかる書類（こどもの氏名が記載されているもの） （扶養義務者が転入等方については、所得証明書等を提出していただく場合があります。）	

お問合せ 国保年金課医療係 079-443-9021

（3）未熟児養育医療について

母 父

身体の発育が未熟のまま出生し、入院療育を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。養育医療の受給は全国の指定養育医療機関の治療に限られます。

対象者

- ・ 高砂市に住所がある1歳未満の未熟児
- ・ 指定養育医療機関において入院養育が必要と医師が認めた未熟児

申請期限 出生後すみやかに（原則 15 日以内）に下記へ申請

申請方法、必要書類等詳細については下記へ電話でお問合せください。

お問合せ こども家庭相談センター結っくりん（こども窓口課） 079-441-7440

（4）国民健康保険料の軽減、減免について

母 父 寡

① 失業者に対する軽減について

倒産や解雇などによる離職（特定受給者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料が軽減されます。

適用対象者

離職日時点で 65 歳未満の人で倒産や解雇など「事業主都合」により離職し失業手当を受給されている人（特定受給資格者）や雇用期間満了などにより離職した人（特定理由離職者）です。

※適用確認は、雇用保険受給資格者証（本人所持）等により行いますので、該当される人は、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の提出をお願いします。紛失等されている場合は、失業軽減の申請時にお申し出ください。

保険料の算定及び高額療養費等の所得区分判定

失業者の前年の給与所得を 100 分の 30 として算定

※ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得は通常の額を用います。

失業者の確認方法

雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由欄」

- ・ 特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
- ・ 特定理由離職者 23、33、34

適用できない人

65歳以上で離職した人や雇用保険適用外の方は、失業軽減の対象となりませんが、市の減免制度に該当する場合があります。

軽減期間

失業時からその翌年度末までの間、ただし、社会保険に加入された場合は、加入日までの間。（離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間）

申請について

失業軽減を受けるには申請が必要です。賦課収納課で随時受付しています。申請には雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知が必要です。

② 保険料の減免について

前年度の所得金額が600万円以下の方で、災害・退職または失業などによって、所得が著しく減少し、保険料の支払いが困難なときは、保険料を減免できる場合があります。詳しくは下記へお問合せください。

③ 産前産後期間の保険料の減免について

国民健康保険に加入している方が出産した場合、産前産後期間の所得割と均等割が免除されます。

単胎の場合・・・出産月の前月から出産月の翌々月分まで

多胎の場合・・・出産月の3カ月前から出産月の翌々月分まで

※妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。

出産の6カ月前から申請が可能です。出産後に申請することもできます。

申請に必要なもの・・・母子健康手帳等、出産日（出産予定日）や親子関係がわかるもの

お問合せ 賦課収納課 079-443-9072

コラム ほっとひといき・・・（毎日お疲れ様です・・・）

毎日、仕事に家事、子育てなど忙しくお過ごしの方もおられますが、ほっとひといきできる時間は、ひとり親家庭のお父さん、お母さん、そのこども達にとっても、大切だと感じます。こどもと話をしたり、スキンシップの時間、友人と会っておしゃべりする時間、好きな音楽を聞いたり、好きなテレビを見たり・・・たとえ5分でもちょっとした楽しみの時間を作ることで、気持ちのリセットができ、また明日から頑張れるのではないのでしょうか。一生懸命頑張っているお父さん、お母さん、自分をたくさん褒めてあげて、心と体を大事にするひとときを作ることができたらいいですね。



5 年金のこと

(1) 国民年金

母	父	寡
---	---	---

日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。

国民年金は、保険料納付済期間と免除期間などを合算して 10 年以上ある場合、将来年金を受け取ることができます。資格がなくならないよう、しっかり納めましょう。

国民年金保険料

国民年金の保険料は、性別、年齢、所得に関係なく一律です。

第 1 号被保険者の保険料額・・・定額保険料月額 17,510 円

※上記定額保険料月額は令和 7 年度の額です。



お問合せ 国保年金課国民年金係 079-443-9022

(納付についてのお問合せ 加古川年金事務所 079-427-4740)

(2) 遺族・障害基礎年金、遺族厚生年金

母	父	寡
---	---	---

① 遺族基礎年金

国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、その人に生計維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受けることができます。ただし、一定の納付要件があります。

② 障害基礎年金

国民年金加入中あるいは 20 歳前に初診のある病気やケガで障害者になったときに支給されます。ただし、一定の納付要件があります。

お問合せ 国保年金課国民年金係 079-443-9022

③ 遺族厚生年金

厚生年金保険に加入していた人が死亡したときは、その人に生計維持されていた「子のある妻」「子のある 55 歳以上の夫」または「子」に、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。ただし、遺族が子のない妻、子のない 55 歳以上の夫、55 歳以上の父母・祖父母などの場合には遺族厚生年金だけが支給されます。一定の納付要件があります。

お問合せ 加古川年金事務所 079-427-4740

(3) 国民年金保険料を納めるのが困難なとき

母	父	寡
---	---	---

病気やけが、失業、所得の減少により国民年金保険料を納めることができない場合に、保険料の納付が免除や猶予される制度があります。

申請免除制度 (全額・4 分の 3・半額・4 分の 1)

申請した本人・その配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合は、保険料の全額または一部が免除される制度です。

お問合せ 国保年金課国民年金係 079-443-9022

6

こどもの保育のこと

(1) 保育所・認定こども園のこと

母 父

保育所、認定こども園は、小学校就学前のこどもに教育・保育を提供する施設です。

① 認定について

保育所・認定こども園を利用する際に、認定を受ける必要があります。認定は、こどもの年齢や保育の必要性に応じて下記表のように分けられ、該当する認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

<認定区分>

認定区分	対 象	利用先
1号認定	満3歳～就学前のすべてのこどもが対象 1日4時間程度の教育を実施（午後2時頃に降園）	認定こども園
2号、3号認定	保育を必要とする0歳～就学前のこどもが対象 1日8～11時間の保育を実施 ※保護者すべてが「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。	保育所 認定こども園

<保育を必要とする事由>

次のいずれかに該当することが必要です。

- ◇ 就労
- ◇ 妊娠、出産
- ◇ 保護者の疾病、障がい
- ◇ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ◇ 災害復旧
- ◇ 求職活動
- ◇ 就学（職業訓練等を含む）
- ◇ 虐待やDVのおそれがあること
- ◇ 育児休業取得中に既に保育を利用しているこどもがいて継続が必要であること
- ◇ その他、市長が認める場合



<保育の必要量>

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- ◇ 「保育標準時間認定」（最長11時間利用可能）
- ◇ 「保育短時間認定」（最長8時間利用可能）
 - ※ 利用時間や開園時間は園によって異なります。
 - ※ 保育短時間認定でも、保護者の就労形態などやむを得ない事情により時間外保育が必要な場合は時間外保育の利用申請をすることで利用は可能です。ただし、時間外利用料（月額1,000円※園により金額が異なる場合があります）が発生します。

入所調整加点の有無

ひとり親家庭、DVなどの社会的養護が必要、育児休暇明けなど、保育所等入所調整を行う際の点数に加点が付く場合があります。

② 施設の利用について

施設などの利用手続きは認定区分によって異なります。

＜1号認定の場合（認定こども園）＞

公立園を希望の場合は、高砂市健康こども部幼児保育課（高砂市役所本庁舎2階）へ申込みをしてください。私立園を希望の場合は、直接園へ利用の申込みをしてください。

※認定こども園（1号認定）に園区はありません。

【認定こども園（1号認定）一覧】

区分	施設名	住所	電話番号	年齢
公立 認定 こども 園	高砂こども園	西畑 1 丁目 2-8	079-442-0041	3～5 歳
	荒井こども園	荒井町紙町 2-1	079-443-6701	
	伊保こども園	梅井 4 丁目 3-6	079-447-1055	
	中筋こども園	中筋 1 丁目 2-35	079-447-5578	
	曾根こども園	曾根町 2404-2	079-447-0489	
	米田こども園	米田町米田 451 番地	079-432-0082	
	阿弥陀こども園	阿弥陀町阿弥陀 1178-1	079-447-5775	
	北浜こども園	北浜町北脇 252-1	079-254-1558	
私立 認可 こども 園	さいしゅうじこども園	伊保崎 5 丁目 7-1	079-447-5209	3～5 歳
	正蓮寺こども園	阿弥陀町魚橋 1674	079-448-2333	
	真浄寺保育園	伊保 3 丁目 15-17	079-447-0018	
	美保里こども園	美保里 13-1	079-442-0088	
	聖パウロこども園	阿弥陀町魚橋 686	079-448-1101	
	みどり丘こども園	緑丘 1 丁目 1-14	079-442-1020	
	中筋保育園	中筋 2 丁目 1-7	079-447-2640	
	こどものその保育園	曾根町 788-1	079-447-1641	
	真浄寺きくなみ保育園	高砂町松波町 440-4	079-442-4416	
	白兔愛育園	荒井町千鳥 2 丁目 23-12	079-442-8900	



<2号・3号認定の場合（保育所、認定こども園）>

高砂市健康こども部幼児保育課（高砂市役所本庁舎2階）へ申込みをしてください。

※申込期限：入所希望月の前月の15日まで（4月入所についてはお問合せください）

区分		施設名	住所	電話番号	☆一時預かり ★休日保育
私立	保育所	米田西保育園	米田町米田 190	079-431-1471	☆
公立		高砂こども園	西畑 1 丁目 2-8	079-442-0041	
		荒井こども園	荒井町紙町 2-1	079-443-6701	
		伊保こども園	梅井 4 丁目 3-6	079-447-1055	
		中筋こども園	中筋 1 丁目 2-35	079-447-5578	
		曾根こども園	曾根町 2404-2	079-447-0489	
		米田こども園	米田町米田 451 番地	079-432-0082	
		阿弥陀こども園	阿弥陀町阿弥陀 1178-1	079-447-5775	
		北浜こども園	北浜町北脇 252-1	079-254-1558	
私立	認定こども園	さいしゅうじこども園	伊保崎 5 丁目 7-1	079-447-5209	☆
		正蓮寺こども園	阿弥陀町魚橋 1674	079-448-2333	☆
		真浄寺保育園	伊保 3 丁目 15-17	079-447-0018	☆
		美保里こども園	美保里 13-1	079-442-0088	☆
		聖パウロこども園	阿弥陀町魚橋 686	079-448-1101	☆
		みどり丘こども園	緑丘 1 丁目 1-14	079-442-1020	☆★
		中筋保育園	中筋 2 丁目 1-7	079-447-2640	☆
		こどものその保育園	曾根町 788-1	079-447-1641	☆
		真浄寺きくなくみ保育園	高砂町松波町 440-4	079-442-4416	
		白兎愛育園	荒井町千鳥 2 丁目 23-12	079-442-8900	☆

③ 利用者負担額(保育料)について

認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まります。

令和元年10月より3歳～5歳児のこどもの保育料は無償となっています。

<0歳～2歳児の保育料について>

- ◇ 利用者負担額（保育料）は、保護者の所得を合算した住民税の所得割額を基に算出されます。
- ◇ きょうだいで利用する場合、最年長のこどもから順に、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※利用者負担額（保育料）の多子軽減の上限は、小学校就学前までになります。

<給食費（副食費）について>

令和元年10月より保育料の無償化に合わせて、3歳児～5歳児の給食費（副食費）も無償となっています。

※4月1日現在満3歳でないこどもは対象外です。

申込手続き等詳細については下記へお問合せください。

お問合せ 幼児保育課 079-443-9025

（２）児童発達支援センター 高砂児童学園

母 父

高砂児童学園では、ことばや発達が気になる子どもたちに対して、早期の療育を提供するとともに、集団の中で社会性を伸ばし、望ましい人格形成の基礎づくりと将来の自立に必要な生活習慣を身に付けることを目的とした施設です。

学園の保育・療育内容や相談、親子教室等については、下記へお問合せください。

お問合せ 高砂児童学園 ０７９－４４７－１１６７

（３）ファミリーサポートセンター（ユアアイ帆っとセンター内）

母 父

子育ての援助を受けたい人（依頼・両方会員）と援助を行いたい人（提供・両方会員）とが会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を行うシステムです。

活動内容

- ・保育所・認定こども園の送り迎え
- ・保育所・認定こども園の登園前降園後の預かり
- ・学童への迎えや放課後の預かり
- ・保護者の病気・外出・リフレッシュしたいときの預かり など

依頼会員

おおむね６ヵ月から小学６年生のこどもの保護者（高砂市在住・在勤の人）

提供会員

心身ともに健康で自宅でこどもを預かれる人。経験、資格は問いません。

（高砂市在住の人、ただし、養成講座の受講が必要です。）

両方会員

依頼会員と提供会員を兼ねる人。

利用料金

活動日	活動時間	３０分あたり
平日	７時～１９時	３５０円
平日の早朝、夜間	６時～７時 １９時～２２時	４００円
土、日、祝日、年末年始	６時～２２時	

会員登録費、会費は不要。利用料金は、依頼会員が直接提供会員へ支払います。

※別途実費（ガソリン代等）が必要な場合があります。

※利用料助成について

利用料の助成を受けられる場合があります。（３０分あたり２００円助成）

助成の対象は次のとおりです。

- ① 児童扶養手当を受給している人
- ② 生活保護を受けている人
- ③ 住民税非課税世帯である人
- ④ 住民税非課税世帯ではないが、当該年度の所得がそれに相当する水準である人

該当される人は、申請が必要です。申請等詳細については、下記へお問合せください。

お問合せ 高砂市ファミリーサポートセンター ０７９－４４２－０５５５

(4) 学童保育

母 父

放課後、親が仕事などのために、一人で過ごさなければならない家庭の児童を預かってくれる保育施設です。

対 象	小学校 1 年生から 6 年生まで
保育時間	月～金曜日・・・授業終了後～18 時 土曜日、夏休みなど・・・8 時～18 時（夏休みなど長期休業中の平日は、7 時 30 分から※早朝料金別） 延長の場合は 19 時まで※延長料金別
保育料	月額 8,000 円（おやつ代別）

高砂市では、学童保育所を設置しています。こども達は、支援員や年齢の異なった友達と宿題をしたり、遊んだりしながら楽しく放課後を送っています。

保育料減額について

ひとり親家庭で、住民税非課税世帯の場合

月額 0 円（おやつ代等は別）

申請にかかる添付書類等詳細については直接お問合せください。

※運営主体によって詳細が異なります。

● NPO 法人高砂キッズ・スペースが運営する学童事業所

学童保育所名（通称名）	電話番号
高砂学童保育所（まつぼっくり）	079-443-6427
荒井学童保育所（こうのとりの）	079-443-6428
伊保学童保育所（とらいあんぐる）	079-447-9190
伊保南学童保育所（あおぞら）	079-447-9191
中筋学童保育所（かぶとむし）	079-447-8559
曽根学童保育所（たけとんぼ）	079-447-6538
米田学童保育所（ひまわり・よねだ）	079-432-3480
米田西学童保育所（てんとうむし）	079-432-5519
阿弥陀学童保育所（おたまじゃくし）	079-447-6539
北浜学童保育所（なかよしクラブ）	079-254-4501

お問合せ NPO 法人高砂キッズ・スペース 079-446-3635

● 社会福祉法人洗心福祉会が運営する学童保育所

メイプルクラブ（真浄寺保育園専用室）

お問合せ

高砂市伊保 3 丁目 15-17

認定こども園真浄寺保育園 079-447-0018

● 社会福祉法人あいむが運営する学童保育所

学童保育ルピナス（ルピナス専用室）

お問合せ

高砂市阿弥陀町阿弥陀 1 1 6 3 - 1 ルピナス高砂管理棟 2 F
 アメニティホーム ルピナス高砂 079-449-3821

● **社会福祉法人日本聖公会高砂福祉会が運営する学童保育所**

エステル

お問合せ

高砂市米田町島谷田 2 0 3 - 1 1 エステル
 070-4176-0948

(5) 病児保育

母 父

こどもが急な発熱などで保育園、こども園、学校をお休みしないといけないうちに仕事が休めない場合など、保育者に代わって専用の保育室で預かります。※こばやし小児科「すくすくひろば」ではこどもを保育所等から実施施設へ送迎するサービスを行っています。(タクシー代別途必要)

登録について

利用当日の登録は大変時間がかかりますので、**必ず事前に登録をお願いします。**(初回のみ登録料 2,000 円) 登録は毎年度必要です。(持ち物: 印鑑、母子手帳、健康保険証、乳幼児等医療受給者証)

対 象 概ね6か月から小学校6年生まで

利用料金 高砂市在住の方 1 日 2,000 円 食事・おやつ代 500 円 ※減免制度あり

実施施設

施設名	所在地	電話番号	予約について	定員
こばやし小児科 病児保育室 「すくすくひろば」	高砂市米田 町塩市 82-6	079-434-2288	インターネット予約 前日 19 時～当日 8 時 00 分まで こばやし小児科ホームページより 電話予約 当日 8 時～11 時 30 分まで	12 人
山名クリニック 病児保育室 「だっこ」	高砂市伊保 崎南 9 番 8 号	079-448-1313	インターネット予約 前日 19 時～当日 8 時 00 分まで 山名クリニックホームページより 電話予約 空き状況によって随時受け入れ可能	6 人

※必要なもの、詳しい内容などについては実施施設へ直接電話でお問合せください

(6) 休日保育

母 父

対象	高砂市内に居住し、現在保育園に通園している児童で、休日等においても保育が必要な児童
開設日	日曜、祝日(12月29日から1月3日までを除く)
保育時間	午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
利用者負担金	治療又は診療のための児童等の移送に関する経費、医療費、行事参加等特別に要する経費の負担があります。
昼食	お弁当持参
保育定員	10 人(利用者多数の場合審査により決定)

保護者が就労、傷病などにより、日曜・祝日などに保育を必要とする場合、保育所等で児童をお預かりします。

※申込み等については実施施設へ直接電話でお問合せください。

実施施設

施設名	所在地	電話番号
みどり丘こども園	緑丘1丁目1-14	079-442-1020

(7) 子育て家庭支援短期入所（ショートステイ）

母 父

保護者が、病気などでこどもの養育が一時的に困難になったときに、原則7日間を限度に高砂市が指定する児童福祉施設で預かる制度です。

（施設への送迎は原則保護者に行ってもらいます）

対 象 0歳から18歳未満のこども。原則として2歳未満は乳児院の預かりとなります。

申込み 申請が必要です。詳しくはお問合せください。

（1日あたりの利用料）

	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

お問合せ こども家庭相談センター「結っくりん」
（こども窓口課内）079-442-2260

(8) 一時預かり事業

母 父

家庭において、一時的に保育を受けることが困難（保護者の病気や出産家族の病気介護、急な出張、冠婚葬祭などの理由）となった乳幼児を保育所や認定こども園において一時的に預かります。

対 象 生後6ヵ月～（園により異なります）

申込み・利用料 希望する保育所や認定こども園へ直接電話でお問合せください。

実施施設一覧

施設名	所在地	電話番号
さいしゅうじこども園	伊保崎5丁目7-1	079-447-5209
正蓮寺こども園	阿弥陀町魚橋 1674	079-448-2333
みどり丘こども園	緑丘1丁目1-14	079-442-1020
認定こども園真浄寺保育園	伊保3丁目15-17	079-447-0018
美保里こども園	美保里 13-1	079-442-0088
聖パウロこども園	阿弥陀町魚橋 686	079-448-1101
白兔愛育園	荒井町千鳥2丁目23-12	079-442-8900
認定こども園中筋保育園	中筋2丁目1-7	079-447-2640
米田西保育園	米田町米田 190	079-431-1471
こどものその保育園	曽根町 788-1	079-447-1641

7

こどもの就学等に関すること



こどもの教育費支援は、国、県、市でさまざまな支援制度がありますが、定員や所得制限など対象となる条件がありますので、下記をご覧ください。詳細やご不明な点がある場合には各問合せ先へお問合せください。

(1) 小学校・中学校の支援

母

父

① 高砂市 就学援助

経済的理由により就学困難な高砂市立の小・中学校に在籍する児童及び生徒について、保護者に対し、学用品費などの就学費用の一部を援助する制度です。

援助を受けられる方

- (1) 生活保護を受けている世帯（教育扶助を受けている費目以外）
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている方
- (3) 世帯員の前年中の所得金額の合計が世帯構成別に定めた所得金額（次表）以下の世帯

世帯構成人員 (生計同一人員)	2人	3人	4人	5人	6人以上
認定基準額 (世帯の所得金額の合計)	1,841,000 円	2,503,000 円	2,898,000円	3,100,000 円	1人増すごとに 430,000円加算

※ 所得とは、所得証明書の「所得金額」の合計額をいいます。（源泉徴収票をお持ちの方は「給与所得控除後の金額」を参考にしてください。）

※ 所得のある方が2人以上の場合は、合算した額で比較してください。

- (4) 上記(1)、(2)、(3)にあてはまらないが世帯主が死亡した場合など、特別な事情のある場合

※ 毎年申請が必要です。

※ 申請の方法、必要書類、申請時期、援助の詳細については下記問合せ先へお問合せください。

② 高砂市 就学援助 新入学学用品費（入学準備金）

経済的理由により就学困難な高砂市立小・中学校へ次年度4月に入学予定の児童及び生徒に対し、入学に必要な「新入学学用品費」について、入学前支給を実施します。

援助を受けられる方

次の(1)～(3)のすべてに該当する方

- (1) 次年度4月に高砂市立小・中学校に入学予定の方
- (2) 高砂市内に住所を有している方
- (3) 下記のいずれかに該当する方
 - ・児童扶養手当の支給を受けている世帯
 - ・世帯の前年中の所得金額の合計が世帯構成別に定めた所得金額（前項①の所得金額の表以下の世帯）

※生活保護受給中の方は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、就学援助新入学学用品費の申請手続きの必要はありません。

(注意)

新入学学用品費の入学前支給を受けたあと、次年度に高砂市立小・中学校に入学しなかった場合は、新入学学用品費を返還していただくことになります。

市外転出、高砂市以外の市町村立小、中学校、私立小・中学校等に入学の可能性がある場合は申請を行わないでください。

受付期間 入学する前年度の年明け頃（期日が近づいたらホームページ、広報等に掲載）

※申請に必要なもの等は下記お問合せ先までお問合せください。

お問合せ 学校教育課 079-443-9054

(2) 高等学校の支援

母 父

① 高砂市奨学金制度

この制度は、市内に住所を有し、高等学校（特別支援学校の高等部及び高等専門学校等）に在学し、経済的理由により修学困難な人に対して奨学金を支給するものです。

申請資格

- (1) 高砂市内に住所を有していること
- (2) 高等学校、高等専門学校等に在学していること
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - ・生活保護世帯
 - ・前年中の所得金額の合計が次表の基準以下であること



世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	6人以上
前年の所得金額の合計 (家族全員の合計)	838,000 円	1,266,000 円	1,505,000 円	1,733,000 円	1人増すごとに 266,000 円

・上記以外の世帯で世帯主の死亡等により経済的に修学が困難と認めた者

※ 修業年限について全日制は3年とし、定時制、通信制は4年を超えていないこと。

※ 毎年申請が必要です。

※ 他の奨学金の申請と重複してもかまいません。

奨学金の額

生徒一人につき 月額 8,000 円

※ 申請の方法、必要書類等については下記へお問合せください。

お問合せ 学校教育課 079-443-9054

② 兵庫県にお住まいの保護者の方の支援制度

～兵庫県ではア～ウの3つの給付制度で高校生の就学を支援しています～

ア 国の高等学校等就学支援金

ご家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の制度です。返済は不要です。

対象者

- ・高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、次に該当する方は対象となりません。

- ・高校等（修学年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。（学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が受け取る場合もあります。）私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、ご負担いただく必要があります。

支給額

(1) 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額 118,800 円）

（国公立高校は授業料負担が実質0になります）

(2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて授業料の補助があります。（年額 118,800 円～396,000 円）

（私立高校等生徒授業料軽減補助制度の令和7年度補助受給単位参照）

※定時制・通信制の場合は支給額が異なります。

申請手続きについて

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行ってください。申請された月から支給開始となるので遅れないよう注意が必要です。

在校生については、収入状況の届け出を行う7月頃に学校から案内があります。詳細については学校へお問合せください。

お問合せ 在学する各学校へお問合せください。

イ 私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度

兵庫県では、私立高等学校等に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽くするため、授業料軽減補助を行っています。返済は不要です。

②に記載した国の就学支援金制度の上乗せとして、県単独補助により、低所得世帯に重点化した授業料軽減のための助成を行っており、いずれも学校を通じて軽減されます。

令和7年度の補助受給単価（年額）

世帯年収目安(保護者の合算) (所得確認基準額)	補助単価（県内全日制高校の場合）		
	1 国の就学支度金	2 県の授業料軽減補助	合計
590 万円未満程度 (154,500 円未満)	396,000 円	64,000 円	460,000 円
730 万円未満程度 (217,700 円未満)	118,800 円	120,000 円	238,800 円
910 万円未満程度 (304,200 円未満)	118,800 円	60,000 円	178,800 円

※ 年収は目安です。実際の判定は、以下の計算式で算出した所得確認基準額（表中下段）を用いて行います。

〔計算式〕

市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※ 県内の専修学校・各種学校の場合、授業料軽減補助（県）は1/2の単価で補助します。

※ 県外の全日制高校の場合、授業料軽減補助（県）は1/2又は1/4の単価で補助します（京都府：1/2、大阪府・岡山県・鳥取県・滋賀県・奈良県・和歌山県・徳島県：1/4）。詳細は決まり次第、兵庫県HP及び学校を通じて案内があります。

※ 私立高等学校（通信制）の場合、就学支援金（国）のみ支給されます。また、金額は履修単位等により異なるので、学校にお問合せください。

対象生徒

（１）保護者全員が兵庫県に在住している生徒

（２）次のいずれかの学校の生徒

・私立高等学校県内校（通信制を除く）

・私立高等学校県外校（通信制を除く）（大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・滋賀県・奈良県・和歌山県・徳島県）

・私立専修学校高等課程（大学入学資格付与校）及び各種学校（高等学校の課程に類する課程を置くもの）県内校

申請手続きについては私立高等学校に申込みとなるため、直接通学する私立高等学校へお問合せください。

お問合せ 在籍する各私立高等学校へお問合せください。

ウ 高校生等奨学給付金

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金が支給されます。返済は不要です。

対象者

生活保護世帯、住民税非課税世帯

※対象者の詳細については下記へお問合せください。

給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯（全日制等・通信制）	32,300 円	52,600 円
非課税世帯（全日制等）	143,700 円	152,000 円
非課税世帯（通信制・専攻科）	50,500 円	52,100 円
年収 270 万～360 万未満世帯（専攻科）	10,100 円	10,420 円
年収 380 万～600 万未満の多子世帯（専攻科）	10,100 円	10,420 円

お問合せ・申込先

県内の学校の場合・・・高校生の在籍する学校

県外国立学校の場合・・・兵庫県教育委員会財務課 078-341-7711

県外私立高校等の場合・・・兵庫県教育課 078-341-7711（県庁代表）

① 高等教育の修学支援新制度

文部科学省では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず進学できるチャンスを確保できるよう、**授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金**の大幅拡充により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校への修学支援を行います。

対象となる学校

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

※国または自治体による要件確認を受けた大学等が対象

授業料減免と給付型奨学金における所得に関する要件

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

(1) 収入基準

以下の算定により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること。

(算式) 住民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)

(基準額) **第Ⅰ区分** (標準額の支援) 100 円未満 (非課税世帯)

第Ⅱ区分 (標準額の 2/3 支援) 100 円以上 25,600 円未満

第Ⅲ区分 (標準額の 1/3 支援) 25,600 円以上～51,300 円未満

第Ⅳ区分 (多子世帯の給付型奨学金：標準額の 1/4 支援)

(理工農系の授業料等減免：私立学校における文系との授業料差額)
51,300 円以上～154,500 円未満

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2 住民税所得割が非課税の人は、※1 の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が 0 円となります。

※3 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は (調整控除額＋調整額) に 3/4 を乗じた額となります。

日本学生支援機構が提供している「進学資金シュミレーター」で個別の世帯の年収等をもとに、給付型奨学金の対象となるのかおおまかに調べることができます。

「進学資金シュミレーター」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

(2) 資産基準

学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること。

(基準額) 生計維持者の数に関わらず 5,000 万円未満

多子世帯の授業料等減免は 3 億円未満

※対象となる資産の範囲：現金やこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象外）

※このほか、「学業成績・学習意欲に関する要件」「国籍・在留資格等に関する要件」「大学等に進学するまでの期間に関する要件」があります。



支援内容

授業料等減免と給付型奨学金の支給

(1) 授業料等減免

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に
応じた一定額（住民税非課税世帯は以下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入
学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対す
る減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

私立理工農系の学部等の通う学生等に対しては、授業料平均額の文系との差額に着目して授業料
減免を行う。

令和7年度からは、多子世帯（扶養するこどもが3人以上の世帯）の学生等へ、所得制限なく、
国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とする。

(昼間制)	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000 円	535,800 円	260,000 円	700,000 円
短期大学	169,200 円	390,000 円	250,000 円	620,000 円
高等専門学校	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円
専門学校	70,000 円	166,800 円	160,000 円	590,000 円

※夜間制、通信課程は別に取り決めた額になります。

(2) 給付型奨学金

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置され、日
本学生支援機構が各学生に支給します。

必要に応じて、日本学生支援機構にご確認ください。

日本学生支援機構ホームページ「給付奨学金の支給額」参照

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kingaku.html>

QR コードはこちら



お問合せ 授業料減免については各学校へお問合せください。
奨学金制度や手続きに関する問い合わせ
日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301

(4) 各貸付制度のご案内

母 父

① 高等学校奨学資金貸与事業

勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与することにより修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的としています。貸与であるので、返還していただく必要があります。

貸与金額

区分		貸与金額（月額）
国公立高等学校	自宅通学	18,000 円
	自宅外通学	23,000 円
私立高等学校	自宅通学	30,000 円
	自宅外通学	35,000 円

※通学にかかる費用の貸与

通学交通費の貸与・・・一か月当たり通学定期券の額に応じ月額 5,000 円～45,000 円、

電動アシスト自転車購入費の貸与・・・一律 10 万円（1 回限り）

※タブレット端末等購入費等の貸与・・・一律 9 万円（1 回限り）

貸与利率・・・無利子

対象者、併用できない奨学金、申請手続き等詳細については下記へお問合せください。

お問合せ 公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6640

② 私立高等学校入学資金

通信制課程を除く私立高等学校、私立高等専門学校及び専修学校高等課程（修業年限が 3 年のものに限り）へ入学される生徒の学資負担者に対し、入学時に必要な資金の貸付を行っています。

入学希望校が兵庫県内の場合は、入学される私立高等学校等へ申込み、学校からの貸付けとなります。

なお、この貸付金は、3 年間の在学中に 6 回に分けて返済していく必要があります。

貸付金額

一人 30 万円以内 入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象

※授業料、教科書、制服、かばん代等は対象外です。

貸付利率

無利息（ただし返還を怠った場合、年利 15% の割合で違約金が徴収されます）

対象者、申込期間、手続き等詳細については下記へお問合せください。

お問合せ・申込先

高等学校の場合・・・公益社団法人兵庫県私学振興協会 078-515-6760

専修学校高等課程の場合・・・公益社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会 078-391-7010

③ 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院で学ぶ人を対象としています。

学生本人に貸与し、卒業後本人が返還していく必要があります。

貸与奨学金には、利息の付かない第一種奨学金と利息のつく第二種奨学金があります。

ア 第一種奨学金（無利子）

貸与月額

区分 月額 の種類	大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額(円)	45,000	51,000	54,000	64,000	45,000	51,000	53,000	60,000
最高月額以外 の月額				50,000				50,000
		40,000	40,000	40,000		40,000	40,000	40,000
	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

注1 該当する区分ごとに定められた範囲内の金額を選択できます。ただし、最高月額は決定通知に最高月額利用：可と記載されている人のみ選択可能です。

注2 自宅外月額は、進学した月から自宅外通学している場合のみ選択できます。

※給付奨学金の支給を受けている期間中に同時に受けることができる第一種奨学金の月額（円）

学校種別・給付奨学金の支援区分 (昼間部)			国公立		私立	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分		0	0	0	0
	第Ⅱ区分		0	0	0	0
	第Ⅲ区分		20,300 (25,000)	13,800	21,700 (20,000、30,300)	19,200
	第Ⅳ区分	多子 世帯	26,500 (20,000、31,400)	23,100	29,800 (20,000、38,700)	20,000 30,400
		理工 農系	併給調整なし	併給調整なし	20,000、34,500 (20,000、30,000、 44,500)	20,000 30,000 44,500
短期大学	第Ⅰ区分		0	0	0	0
	第Ⅱ区分		3,800(7,100)	0	0	0
	第Ⅲ区分		24,300(29,000)	17,800	22,900 (28,500)	17,400
	第Ⅳ区分	多子 世帯	29,500 (20,000、34,400)	26,100	20,000、30,400 (20,000、36,300)	28,000
		理工 農系	併給調整なし	併給調整なし	20,000、30,000、 40,000 (20,000、30,000、 47,000)	20,000 30,000 47,000

高等専門学校	第Ⅰ区分		7,900 (5,600)	0	0	0
	第Ⅱ区分		20,200 (20,700)	15,100	0	0
	第Ⅲ区分		20,000、32,500 (20,000、35,800)	20,000 33,000	24,600(28,800)	26,000
	第Ⅳ区分	多子 世帯	20,000、35,700 (20,000、39,600)	20,000 37,500	20,000、31,700 (20,000、36,600)	20,000 34,500
		理工 農系	併給調整なし	併給調整なし	20,000、33,500 (20,000、30,000、 40,500)	20,000 30,000 40,500
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分		1,900(3,800)	0	0	0
	第Ⅱ区分		16,200(19,500)	0	0	0
	第Ⅲ区分		20,000、 30,500(20,000、 35,200 円)	24,000 円	23,800 (29,400)	18,300
	第Ⅳ区分	多子 世帯	20,000、34,200 (20,000、39,100)	20,000 30,800	20,000、31,100 (20,000、37,000)	28,700
		理工 農系	併給調整なし	併給調整なし	20,000、30,000、 40,700 (20,000、30,000、 47,700)	20,000 30,000 47,700

注1 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

注2 調整後の貸与月額表において、20,000 円・40,000 円の設定は平成 30 年度以降入学者が選択できる月額であり、平成 29 年度以前入学者は 20,000 円・40,000 円を選ぶことはできません。ただし、短期大学（昼間部）・私立・自宅・第 4 区分（理工農系）については、40,000 円を選択できます。

イ 第二種奨学金（有利子）の貸与月額

2万円～12万円の中から1万円単位で選択できます。

ウ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額

10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から、いずれか1つを選択します。

※日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生・生徒を対象とする奨学金です。

日本学生支援機構「貸与奨学生採用候補者のしおり」「給付奨学生採用候補者のしおり」参照
いずれの奨学金も、対象者、金額、申込み手続等詳細については下記へお問合せください。

お問合せ先（奨学金制度や手続きに関する一般的なお問合せ）

日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）

母子家庭の母、父子家庭の父等に貸付を行います。
兵庫県の審査があり、申請から貸付まで2～3か月程度かかります。



就学支度資金とは 入学金等入学時にかかる費用の貸付

修学資金とは 授業料等修業するために必要な資金の貸付

貸付要件

- (1) 市内にお住まいの方
- (2) 原則として、連帯保証人1名必要（別世帯となる親族か親類で、保証能力のある方）
- (3) 貸付が、児童の福祉、自立の助けになると判断され、返済の計画が立てられ、達成できる見込みがあること

※ **高等教育の修学支援新制度の対象者は、新制度で支給される入学金・授業料減免額と給付型奨学金の額を貸付限度額から控除した額が貸与額となります。（詳細についてはお問合せください）**

※ 就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては、併用で貸付可能です。

※ **申請者が租税、公共料金、他金融機関等への返済金等を滞納している場合は貸付できません。**

就学支度資金貸付限度額（月額）一覧表

（単位・円）

就学支度資金種別		貸付限度額	措置期間
高校 専修（高等・一般）	自宅	150,000	修業期間終了後6ヵ月
	自宅外	160,000	
私立高校 専修（高等）	自宅	410,000	
	自宅外	420,000	
大学 短大 高専 専修（専門）	国公立	自宅	
		自宅外	
	私立	自宅	
		自宅外	
大学院	国公立	380,000	修業期間終了後6ヵ月
	私立	590,000	
修業施設※ ※厚生労働大臣等が認める施設のみ	自宅	272,000	
	自宅外	282,000	

※小学校・中学校にあたっては、所得税非課税又はそれと同程度の経済的事情と認められる者に限る。

※中学校卒業者が修業施設に入所する場合、「高校・専修（高等・一般）」に準じて取り扱う。

修学資金貸付限度額（月額）一覧表

（単位：円）

学校種別		学年 通学形態	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私立	自宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	修士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）			54,000	54,000			

対象者、貸付額、申請手続き等制度の詳細については下記へお問合せください。

※年収がおおよそ900万円を超える場合は下記までお問合せください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

⑤ 日本政策金融公庫 教育一般貸付（国の教育ローン）

修業年限が原則6か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に通われる方の保護者を対象に融資します。

貸付限度額

こども一人につき350万円以内

※自宅外通学や海外留学など、一定の要件に該当する場合は450万円以内。

利子

有利子（参考 固定金利・保証料別 令和6年5月現在 年2.40% 母子父子家庭などは年2.00%）

申込み方法

インターネット・郵送のどちらからでも申込みできます。受験前、合格前であっても申込みが可能ですので余裕を持って準備できるよう、必要時期の2～3か月前の申し込みをすすめます。（いつ

でもキャンセルは可能)

HP

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

問い合わせ	株式会社 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 0570-008656または03-5321-8656
-------	--



(1) ハローワーク（公共職業安定所）

母 父 寡

① 職業相談・紹介

再就職の促進を図るため、きめ細やかな職業相談、職業紹介等を行っています。また必要に応じて、職業訓練に関する情報提供も行っています。

② 求人情報検索

「求人検索パソコン」を設置しており、簡単な操作で全国の求人情報を閲覧し、仕事を探すことができます。求人情報は日々更新されており、インターネットでも検索できます。

QRコードはこちら



ハローワークインターネットサービス

URL

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/kensaku/GECA110010.do?action=initDisp&screenId=GECA110010>

③ 職業訓練

就職するために必要な技能、技術を身に付けるための職業訓練が無料（テキスト代等は自己負担）で受講できます。

公共職業訓練

主に雇用保険を受給している求職者の方を対象に、就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練が無料（テキスト代等は自己負担）で受講でき、早期就職を目指します。

求職者支援訓練

主に雇用保険を受給できない求職者の方（受給が終わった方も含む。）を対象に、就職に必要な技能や知識を習得するための職業訓練が無料（テキスト代等は自己負担）で受講でき、早期就職を目指します。

職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない求職者の方が、一定要件を満たした場合、職業訓練受講中に受講手当（月10万円）と通所手当（上限有）が受給できます。

④ マザーズコーナーのご案内

マザーズコーナーでは、こども連れでも仕事探しの相談ができます。

担当者制でじっくり仕事の相談ができ、子育てと両立しやすい仕事を紹介しています。また再就職に役立つセミナーも開催しています。

ハローワーク加古川 マザーズコーナー（キッズスペースあり）
加古川市野口町良野1742
利用時間 平日 8:30～17:15
電話番号 079-421-8624

ハローワーク姫路 マザーズコーナー（キッズスペースあり）
姫路市駅前町265番地 姫路KTビル3階（みゆき通り）
利用時間 平日 10:00～18:00
電話番号 079-285-1186

お問合せ ハローワーク加古川 079-421-8624

（２）自立支援プログラム策定事業

母 父

就職・転職したい、仕事の情報を知りたい、資格を取りたい方等に個別プログラムを策定し、ハローワーク等との連携により、母子父子自立支援員が相談、アドバイス、職業訓練・求人情報の提供を行います。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

（３）ひとり親就労サポート事業

母 父

児童扶養手当受給中の方または申請中の方に対し、母子父子自立支援員とハローワークが連携し、担当制による職業相談、職業紹介、履歴書・職務経歴書の作成・面接の受け方などをアドバイスします。

ハローワークへ一人で行くのは不安な方に対し、母子父子自立支援員がハローワークへの同行支援も行います。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

（４）兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

母

寡

① 女性のためのチャレンジ相談

「働きたい」「何か始めてみたい」でもどうしてもいいかわからない・・・。

そんな再就職やキャリアプランに関する相談に、社会保険労務士等の資格を持つ女性相談員がアドバイスや情報提供を行います。

原則、第1～第4木曜日 10:00～13:00
※土曜日に実施する場合があります。
（祝日・年末年始を除く）
予約受付 ☎ 078-360-8554（要予約）

② 女性就業相談室

再就職や起業・在宅ワークを目指す方、働き方を考えたい方にセミナーを実施。併設のハローワーク相談窓口では、求人検索機の利用や職業相談・紹介が受けられます。詳しくはイーブン（☎ 078-360-8550）にお問い合わせください。

9 仕事のスキルアップ、資格取得をめざす方への支援

資格を取るために支払った受講費用の一部を助成する制度があります。

国の制度、市独自の制度など様々な制度があり、複雑になっていますので、利用できる制度があるかなど、ご不明な点があれば何でもお気軽にご相談ください。

(1) ハローワークの教育訓練給付制度

母	父	寡
---	---	---

① 一般教育訓練給付金

厚生労働省が指定する一般教育訓練を受講し、修了した場合に受講費用の一部をハローワークが支給する制度です。

対象者

受講を開始した日において、支給要件期間が原則3年以上（初めての場合は当分の間「1年以上」）の方

支給額

受講費用の20%を給付。（上限10万円、4千円を超えない場合は支給されません。）

対象講座・資格

介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、医療事務等の厚生労働省大臣指定一般教育訓練講座

② 特定一般教育訓練給付金

速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受講し、修了した場合に受講した費用の一部をハローワークが支給する制度です。

対象者

受講を開始した日において、支給要件期間が原則3年以上（初めての場合は当分の間「1年以上」）の方 ※受講開始日までにキャリアコンサルティングが必要です。

支給額

受講費用の40%を給付。（上限20万円、4千円を超えない場合は支給されません。）（a）追加給付として、訓練を修了し、資格取得等をし、修了から1年以内に就職に繋がった場合は、訓練費用の10%を追加給付（b）

※（a）＋（b）の合計は、教育訓練費の50%（上限25万円）となります。

対象講座・資格

介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、生活援助従事者研修、喀痰吸引等研修を含む業務独占資格、名称独占資格もしくは必置資格に関する養成課程など

③ 専門実践教育訓練給付金

中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働省が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講した場合に、ハローワークから給付される制度です。

対象者

支給要件期間が原則3年以上（初めての場合は当分の間「2年以上」）の方

※受講開始日までにキャリアコンサルティングが必要です。

支給額

教育訓練費用の50%（年間40万円を上限とし、最長3年間まで）を給付（a）。追加給付として、訓練を修了し、資格取得等をし、修了から1年以内に就職に繋がった場合は、訓練費用の20%を追加給付（b）。

また、資格取得後の賃金上昇により、さらに10%の追加給付を受けることができる場合があります。（c）

※（a）＋（b）＋（c）の合計は、教育訓練経費の80%（年額64万円、最大192万円が上限）となります。

対象資格

看護師、准看護師、歯科衛生士、美容師、理容師、助産師、調理師、栄養士、製菓衛生師、介護福祉士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等の厚生労働大臣指定専門実践教育訓練講座

● 教育訓練支援給付金（2027年3月31日までの時限措置）

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、雇用保険の基本手当の日額の60%に相当する額をハローワークから支給する制度です。

対象者

専門実践教育訓練給付金の受給資格を持ち、45歳未満の離職者である方（通信制または夜間制ではない）

支給額

訓練期間中、雇用保険の基本手当の日額の60%を2か月ごとに支給

※ 現在、雇用保険の一般被保険者であるか、または一般被保険者であったなど、一定の要件を満たす方に限ります。

制度について詳しくお知りになりたい方は、下記へお問合せください。

お問合せ ハローワーク加古川 079-421-8669

（２）高砂市自立支援教育訓練給付金

母	父
---	---

医療事務、介護関係講座等、就職に結びつきやすい教育訓練指定講座を受講し、受講修了後に受講料の一部を支給する制度です。

対象者

高砂市に居住する母子家庭の母、父子家庭の父であって次の要件が必要です。

- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。
- ② 当該教育訓練給付を受けることが適職に就くために必要であると認められた方であること。
- ③ 過去に訓練給付金を受給していないこと。

対象講座

1. ハローワークの厚生労働省が指定する一般教育訓練講座
2. ハローワークの厚生労働省が指定する特定一般教育訓練講座
3. ハローワークの厚生労働省が指定する専門実践教育訓練講座

支給額

【ひとり親家庭の母または父の方】

受講のために本人が支払った額の60%相当額

上記 1、2 の教育訓練講座 上限 20 万円

上記 3 の教育訓練講座 上限 160 万円（修業年数×40 万円）

- ・雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額になります。
- ・支給額が 12,000 円を超えない場合は支給できません。
- ・上記 3 の教育訓練講座の対象者で、講座修了後 1 年以内に資格を取得し、かつ就職する等の条件を満たした場合に、追加支給（教育訓練で支払った額の 25% 相当）を受給できる場合があります。

【養育者の方】

受講のために本人が支払った額の 20% 相当額（上限 10 万円）

- ・支給額が 4,000 円を超えない場合は支給できません。

※ ただし、受講の申し込みをされる前に、高砂市子育て支援課で事前相談が必要です。申請から認定まで 1～2 週間かかりますので、余裕をもって申請してください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

(3) 高砂市高等職業訓練促進給付金等事業

母

父

① 高等職業訓練促進給付金

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師等、就職に有利な資格取得を促進し、6 か月以上のカリキュラムを修業する養成機関で、修業中の一定期間、生活費の一部を支給する制度です。

※その他の対象資格については、ご相談ください。

対象者

高砂市に居住する母子家庭の母、父子家庭の父であって次の要件にすべて該当する方（※既に対象となる資格を有している方については、該当しない場合があります）

- ア 児童扶養手当の受給を受けているか、同様の所得水準にある母子家庭の母、父子家庭の父であること。（※所得水準を超えた場合でも 1 年に限り引き続き対象になります）
- イ 養成機関において 6 か月以上のカリキュラムを修業し、取得が見込まれる者
- ウ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- エ 高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

支給額

月額 70,500 円（非課税世帯 100,000 円）

※修業する最後の 12 か月については月額支給額が 4 万円増額となります。

支給期間

上限 4 年（資格取得するために 4 年課程が必要な場合）



② 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成学校に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金・就職準備金の貸付制度があります。

(※自立支援教育訓練給付金およびハローワークの専門実践教育訓練給付金と、入学準備金の併用はできません。)

貸付金	養成機関への入学時 入学準備金 50 万円以内 養成機関を修了し、資格を取得した場合 就職準備金 20 万円以内
貸付要件	高等職業訓練促進給付金の支給対象者であること
返済免除	養成機関卒業から 1 年以内に資格を活かして就職し、かつ、県内で取得した資格が必要な業務に 5 年間継続勤務した場合。

※ ただし、養成機関で修業される前に、高砂市子育て支援課で事前相談が必要です。(申請から認定まで 2～3 週間かかります。余裕を持ってご相談ください) 資格取得のための養成機関への受験をお考えの方はご相談ください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母 父

ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭の児童が、より良い条件で就職や転職するために高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」とします)の合格を目指す場合、その学び直しを支援することを目的に給付金を支給します。

対象者

- ア 高砂市に居住し、住民登録をしているひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童
- イ 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方。
- ウ 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められた方

対象となる講座

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

※ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる方は対象となりません。

給付金の種類と支給額

① 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給

I 通信制の場合

支給額：支給対象者本人が支払った受講費用の 40%に相当する額
(4,001 円以上、上限 10 万円)

II 通学又は通学及び通信制併用の場合

支給額：支給対象者本人が支払った受講費用の 40%に相当する額
(4,001 円以上、上限 20 万円)

② 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講修了した際に支給

I 通信制の場合

支給額: 支給対象者本人が支払った受講費用の 50% に相当する額から①受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額が 12 万 5 千円を超える場合は 12 万 5 千円。(4,001 円以上、上限 12 万 5 千円)

II 通学又は通学及び通信制併用の場合

支給額: 支給対象者本人が支払った受講費用の 50% に相当する額から①受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額が 25 万円を超える場合は 25 万円。(4,001 円以上、上限 25 万円)

③ 合格時給付金

受講修了時給付金を受けた方が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給

I 通信制の場合

支給額: 支給対象者本人が支払った受講費用の 10% に相当する額。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金、合格時給付金の合計額が 15 万円を超える場合は 15 万円。

II 通学又は通学及び通信制併用の場合

支給額: 支給対象者本人が支払った受講費用の 10% に相当する額。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金、合格時給付金の合計額が 30 万円を超える場合は 30 万円。

※ 受講の申し込みをされる前に、高砂市子育て支援課で事前相談が必要です。申請から認定まで 1～2 週間かかりますので、余裕をもって申請してください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

(5) 自動車免許等取得助成金

母 父

道路交通法による指定自動車教習所で、適職に就くために必要な場合、普通自動車、大型、特殊免許などを受講し、取得するために要した費用の一部を支給する制度です。

対象者

高砂市に居住するひとり親家庭等の母若しくは父であって次の要件が必要です。

ア 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方

イ 道路交通法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所において技能を習得し、免許を新規に取得した方

ウ 免許の取得に要した経費を自らの負担で指定自動車教習所に支払った方

エ 当該免許を取得することが適職に就くために必要であると認められた方

※児童については対象となりません。

対象となる免許

大型・中型・普通自動車免許 大型特殊自動車免許 牽引免許

大型・中型・普通自動車第二種免許など

助成額

指定自動車教習所において、免許を習得するのに要した費用の40%に相当する額
(上限10万円)

- ※ ただし、受講の申し込みをされる前に、高砂市子育て支援課で事前相談が必要です。申請から認定まで1～2週間かかりますので、余裕をもって申請してください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

10 住まい、くらしのこと

(1) 高砂市営住宅

母	父	寡
---	---	---

中堅所得者向け市営住宅（松波特定公共賃貸住宅）

受付期間 随時募集

※一定以上の所得がある方が対象です。（家賃月額：58,000 円～）

お問合せ 土木総務課 079-443-9040

(2) 県営住宅

母	父	寡
---	---	---

兵庫県では、県営住宅入居者を毎月募集しています。（一部の住宅は常時募集しています。）
定められた募集期間内に一人一件申込みをしていただき、毎月抽選で決定されます。

県営住宅のお問合せ先

兵庫県営住宅指定管理者

TC 神鋼不動産サービス株式会社 加古川管理事務所

電話 079-427-2025

営業時間

平日：8時30分から 18 時

第1・3土曜日、第2・4日曜日、祝日（年末年始を除く）：10 時から 17 時

(3) 住居確保給付金

母	父	寡
---	---	---

住居確保給付金は、次の2つの支援を行うことを目的に支給する給付金です。

①家賃補助

離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、原則3カ月間（一定の条件により延長が可能）家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※支給には求職活動等の要件があります。

②転居費用補助

同一の世帯に属する方の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の家計の改善に向けた支援を行います。

※支給には家計改善支援事業の申し込み等の要件があります。

※ 詳細については下記へお問合せください。

お問合せ 生活支援相談窓口 079-441-7782

（４）ひとり親家庭住宅支援資金貸付

母子父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付ける事業です。貸付にかかる審査があります。

対象者

下記のすべての条件を満たす方

ア 児童扶養手当受給者

（受給していない場合でも、世帯所得が児童扶養手当支給水準の場合は貸付対象となります）

イ 母子父子自立支援プログラム策定を受け、資格取得もしくは転職・収入増に向けて修学または活動されている方

※生活保護受給者はご利用いただけません。

貸付限度額

入居している住宅の家賃（駐車場代除く、共益費・管理費含む）の実費

※ 上限 月額 7 万円×12 か月

※ 住居確保給付金等他制度の支援を受けている場合は、家賃と、他制度を受けている額の差額が、貸付額の上限になります。

（例）家賃 7 万円のひとり親家庭が、住居確保給付金により 5 万円の支援を受けている場合は、本貸付金による貸付額の上限は差額の 2 万円となります。

利子 無利子

連帯保証人 原則 1 名必要

申請手続き 子育て支援課へ必要書類を提出し、申請手続きを行います。詳細については下記まで問合せください。

返還について

貸付の制度となりますので、以下の返還免除の要件に当てはまらない場合は返還が必要です。

原則として、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、返還期間は最大2年間とし、返還月額は1万円以上となります。返還期間を過ぎると、年 3.0%の延滞利子を加算します。

返還免除の要件

（住宅支援資金貸付申請時に就業されていない方）

住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内に就職し、1 年間引き続き就業を継続した場合

（住宅支援資金貸付申請時に就業されている方）

プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業を継続した場合

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母 父

ひとり親家庭等で、修学等自立促進のためや病気などにより日常生活に支障が生じる場合に、その生活を支援する者（家庭生活支援員）を派遣し、支援することにより、生活の安定を図るための事業です。

対象者

高砂市に住所を有するひとり親家庭等で、次に該当する家庭です。

- 1 技能習得のための通学、就職活動などの自立促進のためや、社会的事由（病気、けが、看護、残業、学校等の公的行事の参加など）のために一時的に支援を必要とする家庭
- 2 生活環境の激変による日常生活の支障が生じている家庭
- 3 乳幼児または小学校に就学する児童を養育している家庭で、就業上の理由で帰宅時間が遅くなるなど（所定内労働時間の就業を除く）、定期的な生活援助を必要とする家庭

家事支援の種類

1. 食事の世話
2. 住居の掃除
3. 身の回りの世話
4. 生活必需品の買い物
5. 衣類の洗濯や補修



実施場所

家庭生活支援員を派遣する場所は、利用者の居宅とします。（留守宅の支援員派遣はできません）

利用時間など

- ・ 1回の事由につき1か月あたり30時間以内 ※一家庭あたり年間120時間を限度とします。
- ・ 1回の派遣時間の単位は1時間か1時間半を基本とし、1日につき2時間まで延長できます。
- ・ 月曜日から土曜日までの午前8時から午後8時まで。※祝日及び12月29日から1月3日までを除く

利用者の負担額

利用世帯の区分	利用者の負担額 （1時間あたり）	利用者の負担額 （1時間30分あたり）
①生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円	0円
②児童扶養手当支給水準世帯（①を除く）	150円	230円
③上記以外の世帯	300円	450円

※いずれも利用申請時における区分とします。

※市民税非課税世帯については、ひとり親家庭等に属する人の所得（1月から7月の間に利用申請をする場合は前々年の所得）に係る市民税が対象となります。

申請手続きなど制度の詳細については下記へお問い合わせください。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

（６）子育て世帯訪問支援事業

母 父

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭をヘルパーが訪問し、家事、育児などの支援を行います。

対象者

高砂市に居住し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦のいる家庭で、訪問支援が必要な家庭（原則、保護者の在宅時に限る）

例）

- * 食事や生活環境について保護者の養育を支援することが必要な家庭
- * 若年妊娠や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦のいる家庭

* 家事や家族の世話・介護などで、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーがいる家庭 など

支援の種類

- ① 家事支援（調理、洗濯、掃除、買い物の代行など）
- ② 育児支援（おむつ交換、沐浴補助、一時的な子どもの保育など）



実施場所

ヘルパーを派遣する場所は、利用者の居宅とします。（留守宅の支援員派遣はできません）

利用時間など

- ア 1 回の訪問につき 2 時間以内、1 日当たり 2 回以内、1 週間当たり 3 日以内。
 時間は、平日、午前 8 時から午後 8 時の間で要相談。日曜、祝日、年末年始は除く。
 イ 妊娠中のヘルパー派遣は、20 時間以内。

利用者の負担額

利用世帯の区分	利用者の負担額 （1 時間あたり）	利用者の負担額 （1 時間 30 分あたり）
①生活保護世帯 市民税非課税世帯	0 円	0 円
②児童扶養手当支給水準世帯（①を除く）	150 円	230 円
③上記以外の世帯	300 円	450 円

※いずれも利用申請時における区分とします。

※市民税非課税世帯については、ひとり親家庭等に属する人の所得（1 月から 7 月の間に利用申請をする場合は前々年の所得）に係る市民税が対象となります。

申請手続きなど制度の詳細については下記へお問い合わせください。

お問合せ こども家庭相談センター結っくりん（こども窓口課） 079-441-7440

11 優遇制度、減免制度

(1) JR通勤定期乗車券の特別割引制度

母	父
---	---

児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭のお父さん、お母さん、児童が JR の「通勤定期乗車券」を購入する場合は3割引となります。

申請に必要なものは、印鑑・写真（縦4cm×横3cm・撮影から6ヶ月以内）、児童扶養手当証書です。

※児童について、学割が適用される場合は併用できません。

お問合せ 子育て支援課 079-443-9024

(2) 少額預金の利子所得の非課税制度（マル優）

母	父	寡
---	---	---

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給されている母子世帯や父子世帯、寡婦の方が、証書を添えて金融機関に申出ると、元利350万円まで預金利子が非課税となる制度です。

ご相談は、各金融機関へお問合せください。

(3) 福祉定期預金制度

母	父	寡
---	---	---

福祉定期預金

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給されている方などが預入できる預入期間1年の定期預金で、一般の1年ものの定期預金の利息よりも有利な利息を受け取ることができる預金です。（各金融機関により対象が異なります）

詳しくは各金融機関、ゆうちょ銀行へお問合せください。

(4) 市・県民税の減免

母	父	寡
---	---	---

退職・失業等により所得が著しく減少し、納税が困難になったときは市税条例に基づき減免を受けられる場合がありますので、納期限までにご相談ください。

お問合せ 課税課 079-443-9015

